

秋田県屋外広告物条例（昭和49年3月30日 秋田県条例第20号）抄

（審議会の設置及び所掌事務）

第二十二條 知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、秋田県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合は、審議会の意見を聴かななければならない。

一 第三条の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

二 第五条の規定による許可の基準を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

三 第六条第二項第二号から第四号まで、同条第三項第一号及び第三号、同条第四項並びに同条第十項に規定する基準を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

四 第六条第七項の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするとき。

五 第十七条の二第一項の規定による指定をし、又はこれを変更し、若しくは解除しようとするとき。

六 第十七条の三第三項の規定による認定をしようとするとき。

（審議会の組織）

第二十三條 審議会は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 広告業を営む者

三 興行場営業を営む者

四 県及び関係行政機関の職員

3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会長）

第二十四條 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議等）

第二十五條 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。